## 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する市方針(案)

資料 4

国基準は内閣府省令として施行される予定です。市方針案では、省令案において、従うべき基準とされたものには【従】、参酌すべき基準には《参》をつけています。市方針案は、省令案に準拠するものとしています

### (1) 総論関係

項目	基準案
放課後児童健全	事業者は、事業を利用している児童(以下「利用者」という。)の
育成事業者の一	人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営
般原則等	を行わなければならない。《参》
	事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地
	域社会に対し、事業者が行う事業の運営内容を適切に説明するよう努
	めなければならない。《参》
	事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を
	公表するよう努めなければならない。《参》
	放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「事業所」という。)の
	構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及びこれらの者に対する
	危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。《参》
	事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設
	備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対
	する普段の注意と訓練を行うよう努めなければならない。《参》
職員の一般的要	事業に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観
件等	を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉
	事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。
	《参》
	事業に従事する職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を
	図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければ
	ならない。
	また、事業者は、職員に対し、その資質向上のための研修の機会を
	確保しなければならない。《参》

#### (2) 設備関係

放課後児童健全 育成事業所に設 ける設備 事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。《参》

専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね 1.65 ㎡以上でなければならない。《参》

専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて専ら当該放 課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただ し、児童の支援に支障がない場合は、この限りでない。《参》

専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない こと《参》

#### (3) 職員関係

放課後児童健全 育成事業に従事 する者

事業者は、事業所ごとに、放課後児童支援員(有資格者)を置かな ければならない。【従】

放課後児童支援員は、支援の単位ごとに 2 人以上とし、うち 1 人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。)をもってこれに代えることができる。【従】

放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都道 府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。【従】

- ・保育士
- 社会福祉士
- ・高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事した者
- ・教員免許を有する者
- ・大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学も しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修め て卒業した者
- ・高等学校を卒業した者等で、かつ2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者

支援の単位は、事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数(児童の集団の規模)は、おおむね 40 人以下とする。《参》

放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の 提供にあたる者でなければならない。(利用者の支援に支障がない場 合は、この限りでない。)【従】

#### (4) その他

# その他の運営基準

事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分による差別的取扱いをしてはならない。《参》

職員は、利用者に対して、虐待等の心身に有害な影響を与える行為 をしてはならない。《参》

事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、感染症や食中毒の発生、まん延の防止など、必要な措置を講じなければならない。《参》

事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらを適切に管理しなければならない。《参》

事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。《参》

- ・事業の目的及び運営の方針
- ・職員の職種、員数及び職務の内容
- ・開所している日及び時間
- ・支援の内容及び当該支援の提供につき保護者が支払うべき額
- 利用定員
- ・通常の事業の実施地域
- ・事業の利用に当たっての留意事項
- ・緊急時等における対応方法
- 非常災害対策
- ・虐待の防止のための措置に関する事項等

事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。《参》

職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。《参》

事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの 苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口 を設置等、必要な措置を講じなければならない。《参》

事業者は、その行った支援に関して、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。《参》

事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う 同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければな らない。《参》

事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし、事業所ごとに開所する時間を定める。《参》

- ・小学校の授業の休業日について、1日につき8時間以上
- ・小学校の授業の休業日以外の日について、1日につき3時間以上

事業者は、1年につき 250 日以上を原則として、事業所ごとに開所 する日数を定める。《参》

事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、利用者の健康 及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理 解及び協力を得るよう努めなければならない。《参》

事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して、利用者の支援に当たらなければならない。《参》

事業者は、利用者に対する支援により事故が発生した場合は、速やかに市、保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。《参》

## (5)経過措置

経過措置	施行日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、放課後児童支援員の
	資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32
	年 3 月 31 日までに研修を修了することを予定している者を含める。
	【従】